



**市民税・県民税は毎月の給料から徴収されていますが、年の中途で会社を退職した場合には残りの市民税・県民税をどのように納付したらよいのですか。**

**A**

市民税・県民税の納付方法には、次の2種類があります。

①特別徴収…毎月の給料から市民税・県民税を差し引きして、会社から納める方法

②普通徴収…自宅に送付された納税通知書と納付書で、個人が直接納める方法

※ 給与所得のある方の納付方法は、一定の条件に該当する場合を除き、特別徴収が原則です。具体的には、特別徴収の場合は年税額を6月から翌年5月まで12回に分けて毎月の給料から差し引きして納入し、普通徴収の場合は年税額を4回（6月・8月・10月・翌年1月）に分けてそれぞれ各納期の末日までに納めていただくこととなっています。

ご質問の納付の方法ですが、あなたの場合、会社を退職した日によって次のように納付方法に違いがありますので、これに応じて納付していただくことになります。

● その年の12月31日までに退職した場合

ご本人からの申し出があれば残りの税額の全額を給与や退職金などから一括して納入します。申し出がなければ普通徴収に変更のうえ、普通徴収の残りの納期にあわせて越谷市から納税通知書と納付書をお送りします。

● 翌年の1月1日以降に退職した場合

原則としてご退職時に残りの税額の全額を給与や退職金などから一括納入していただくことになります。

**例：令和5年度 年税額は120,000円（令和4年中の所得に対する税金です。）**

**①特別徴収の場合（会社が毎月の給料から差し引きして納入する方法）**

令和5年

令和6年

	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
税額（円）	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

**②普通徴収の場合（個人が直接納付する方法）**

令和5年

令和6年

	第1期（6月末日）	第2期（8月末日）	第3期（10月末日）	第4期（1月末日）
税額（円）	30,000	30,000	30,000	30,000

**③9月に退職した場合（一括徴収の申し出がない場合）→ 特別徴収から普通徴収に切り替わります。**

令和5年

▼退職

令和6年

	6	7	8	9	第3期（10月末日）	第4期（1月末日）
税額（円）	10,000	10,000	10,000	10,000	40,000	40,000

(特別徴収)

(普通徴収)



市民税・県民税は毎月の給料から徴収されていますが、自宅に納税通知書が送られてきたのはなぜですか。

A

市民税・県民税の納付方法には、会社が毎月の給料から差し引きして納入する特別徴収と、自宅に送付された納税通知書と納付書で、個人が直接納付する普通徴収の2つの方法があります。

給与所得以外の所得がある場合には、これらの所得にも市民税・県民税が課税されますが、その納付（公的年金等所得に対して課税される市民税・県民税の納付を除く）にあたっては確定申告書第二表の住民税に関する事項の「住民税の徴収方法の選択」欄に記載することにより、「特別徴収」と「普通徴収」のいずれかを選択することができます。

したがって、給与所得以外の所得に対する市民税・県民税について特別徴収を希望していない場合には、給与所得とその他の所得を合算して全体の課税額を算定し、そこから給料差引分（特別徴収）を除いた残りの税額について直接納付（普通徴収）していただくため、自宅に納税通知書と納付書をお送りしているものです。



Q

令和5年3月に退職しました。退職金に市民税・県民税はかかりますか。

A

かかります。退職金にかかる市民税・県民税は退職金の支払いを受けるときに税額が徴収されます。税額の算出方法については、23ページを参照してください。

Q

令和5年1月に会社を退職し、市民税・県民税は退職金から徴収されましたが、令和5年6月に納税通知書が送られてきたのはなぜですか。

A

市民税・県民税は、課税年度の前年の1月から12月までの所得や控除により算出されます。あなたの場合、市民税・県民税は毎月の給料から差し引きされていたわけですが、退職時に徴収された市民税・県民税は、2月以降に差し引きされる予定であった令和4年度課税分（令和3年中の所得に対する税金）の残りの税額と退職金そのものに対する市民税・県民税で、退職金が支払われる際に併せて徴収されたものです。

一方、令和5年6月に送付された納税通知書は、令和4年中の所得（1月～12月までの給料など）に対して令和5年度分として課税されたものです。

### 1月に退職 ➤ ➤ ➤ ➤ ➤ 6月に通知書





先日、会社から市民税・県民税の納税通知書を受け取りました。私は未成年者ですが納税の義務はありますか。



市民税・県民税は、課税される所得がある場合には納税義務が発生しますので、未成年者についても納税の義務はあります。

ただし、未成年者、障がい者、寡婦、ひとり親のいずれかに該当し、かつ、年間の合計所得金額が1,350,000円以下（給与収入金額では2,044,000円未満）である場合には非課税となる制度がありますので、あなたの納税義務の有無は、この基準により判断されることとなります。



祖父が令和5年4月に亡くなりました。市民税・県民税はかかりますか。



令和5年度の市民税・県民税は、令和5年1月1日現在、市内に住所のある方で、前年（令和4年）の1月から12月まで一定額以上の所得があった方に対して課税されます。

したがって、令和5年になってから亡くなられた方には、令和5年度の市民税・県民税がかかることになります。この場合、相続人が代わって納めることになります。

※ 令和4年中に亡くなられた場合は、令和5年度の市民税・県民税は課税されません。



令和5年3月末に退職し、4月から3年間の予定で海外へ留学しています。  
退職時に市民税・県民税の支払いは済ませましたが、今後の市民税・県民税はどうなりますか。



まず、退職時に納めていただいた市民税・県民税は、本来4・5月分の給料から差し引きされる予定だった令和4年度分（令和3年中の所得に対する税金です）の残りの税額です。

次に、令和5年度分（令和4年中の所得に対する税金です）は、令和5年1月1日現在の住所が越谷市にありますので、市民税・県民税がかかります。この場合の支払いについては、納税管理人を定めていただく必要があります。

なお、令和5年1月～3月の所得に対する市民税・県民税（令和6年度分）は、令和6年1月1日現在の住所が越谷市にない場合には課税されません。



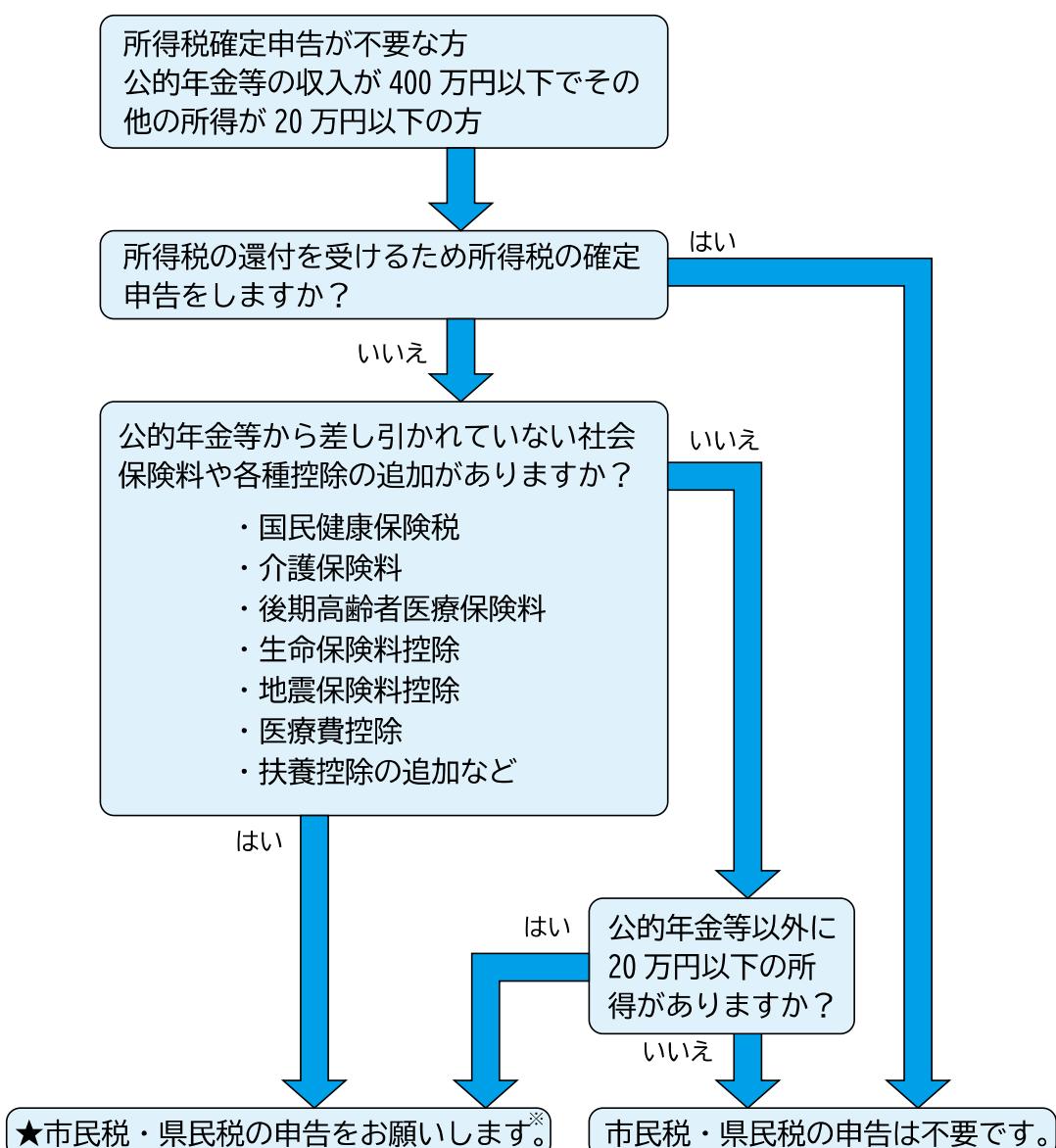
年金収入 400 万円以下ならば確定申告は不要とききましたが、市民税・県民税の申告も不要でしょうか。

A

平成 23 年分の確定申告から、その年の公的年金等の収入金額が 400 万円以下で、かつ、その他の所得が 20 万円以下の方は、所得税の確定申告の必要がなくなりました。

ただし、医療費控除などの所得控除を追加して所得税の還付を受けようとする場合は、所得税の確定申告が必要です。

市民税・県民税の申告については、所得税の確定申告が不要な場合でも、下記のフローチャートの★の欄にたどり着いた場合は、市民税・県民税の申告をしていただく必要があります。



※ 公的年金等以外のその他の所得が 20 万円以下のため  
所得税の確定申告が不要な方であっても、市民税・県民  
税においては、その他の所得がある場合は、そのことを  
もって申告が必要となります。



## 公的年金等からの市民税・県民税の特別徴収はどのようなものですか。

**A**

公的年金等を受給されている65歳以上の方の市民税・県民税は、支給される年金から差し引かせていただいています。(特別徴収)

- 対象者

原則として課税年度の4月1日現在で65歳以上の年金受給者で、公的年金等に係る税額のある方が対象となります。

- 公的年金等から差し引かれる市民税・県民税

特別徴収される市民税・県民税額は、公的年金等から計算した均等割額及び所得割額のみです。

※ 公的年金等以外の所得分(事業所得、給与所得等)の金額から計算した税額がある場合は、その分に係る市民税・県民税は従来どおり普通徴収の納付書や口座振替で納めていただく方法や勤務先からの給与差し引きによる特別徴収となります。

- 対象となる年金

特別徴収の対象となる年金は、老齢基礎年金又は老齢厚生年金、退職共済年金等があります。障害年金及び遺族年金などの非課税の年金は、市民税・県民税の対象となりません。

- 徴収方法

(例) 市民税・県民税の年税額が令和5年度は6万円、令和6年度が9万円の場合(令和5年4月1日現在で65歳の方の場合)

令和5年度(初年度:10月から特別徴収)

	納付書等で納める(普通徴収)		公的年金等から差し引き(特別徴収)		
月	令和5年6月(1期)	8月(2期)	10月	12月	令和6年2月
税額(円)	15,000	15,000	10,000	10,000	10,000

年税額の2分の1に相当する額を特別徴収

令和6年度

	公的年金等から差し引き(特別徴収)					
月	令和6年4月	6月	8月	10月	12月	令和7年2月
税額(円)	仮徴収	仮徴収	仮徴収	本徴収	本徴収	本徴収
	10,000	10,000	10,000	20,000	20,000	20,000

令和5年度(前年度)の年税額  
の2分の1の額を特別徴収

令和6年4月・6月・8月に仮徴収  
した税額を引いた残りを特別徴収



納税通知書に「調整控除」という控除がありますが、これは何ですか。

A

平成19年に実施された税源移譲に伴い、所得税の課税される所得金額195万円以下の部分の税率が10%から5%に下がり、そのかわり市民税・県民税の税率が一律10%になりました。(市民税・県民税の課税される所得金額で200万円以下の部分の税率が5%から10%に上がりました。)

所得税と市民税・県民税では、人的控除の額が異なるため、所得税と市民税・県民税をあわせた負担額が増えることになります。

この負担増を調整し市民税・県民税を少なくするため、市民税・県民税の所得割額から一定の額を控除する制度が設けられました。これが「調整控除」です。

※ 令和3年度の市民税・県民税から納税義務者の合計所得金額が2,500万円を超える場合には調整控除の適用対象外となります。

#### <調整控除額の計算の方法>

○「合計課税所得金額」が200万円以下の場合

ア・イのいずれか少ない金額

ア 人的控除の差額の5%

イ 合計課税所得金額の5%

○「合計課税所得金額」が200万円超の場合

ア・イのいずれか多い金額

ア { 人的控除の差額 - (合計課税所得金額 - 200万円) } × 5%

イ 2,500円

※ なお、調整控除額の計算で「合計課税所得金額」とは、

課税総所得金額 + 課税退職所得金額 + 課税山林所得金額をいいます。

#### 人的控除額と差額

種類		市民税・県民税	所得税	人的控除の差額
障害者控除	普通	26万円	27万円	1万円
	特別	30万円	40万円	10万円
	同居特別障害者	53万円	75万円	22万円
寡婦控除		26万円	27万円	1万円
ひとり親控除		30万円	35万円	5万円
勤労学生控除		26万円	27万円	1万円
扶養控除	一般扶養	33万円	38万円	5万円
	特定扶養	45万円	63万円	18万円
	老人扶養	38万円	48万円	10万円
	同居老親等	45万円	58万円	13万円
基礎控除		43万円	48万円	5万円

※ ひとり親控除（父）の場合には、令和2年度課税まで適用されていた寡夫控除の人的控除の差額である1万円が調整控除の算定基準額となります。

平成31（令和元）年度市民税・県民税課税から、配偶者控除及び配偶者特別控除が見直されたことに伴い、調整控除額の計算においては、以下の金額が適用されます。

※ 納税義務者本人と配偶者の合計所得金額により適用される金額が異なります。

また、所得税と市民税・県民税とで人的控除に差額が生じていたとしても、下記の表に該当しない場合には調整控除額の計算に含まれません。

### 1. 配偶者控除

納税義務者の合計所得金額	調整控除の算定基準額	
	配偶者控除	老人控除対象配偶者
900万円以下	5万円	10万円
900万円超 950万円以下	4万円	6万円
950万円超 1,000万円以下	2万円	3万円

### 2. 配偶者特別控除

納税義務者の合計所得金額	調整控除の算定基準額	
	【配偶者の合計所得金額】 48万円超 50万円未満	【配偶者の合計所得金額】 50万円以上 55万円未満
900万円以下	5万円	3万円
900万円超 950万円以下	4万円	2万円
950万円超 1,000万円以下	2万円	1万円

## ～所得の合計のしかた～

所得は10種類あります（さらに総合課税と分離課税に分かれます）

- ①利子所得の金額（利子割の課税対象を除く）――

②配当所得の金額（申告しない特定配当等を除く）――

③不動産所得の金額――

④事業所得の金額――

⑤給与所得の金額（給与所得控除・特定支出額控除・所得金額調整控除後）――

⑥雑所得の金額（公的年金等所得控除後）――

⑦一時所得の金額（50万円特別控除後）――

⑧（長期譲渡所得の金額（50万円特別控除後）――  
短期譲渡所得の金額（50万円特別控除後）――）

⑨退職所得の金額（⑮を除く。退職所得控除後  $\times 1/2$ ）――  
※ 勤続年数5年以下の法人役員等について  
ては1/2課税（ $\times 1/2$ ）は適用なし  
(⑯において同じ)――

⑩山林所得の金額（50万円特別控除後）――

③④⑧⑩の損失は、①～⑩の金額と損益通算します

× 1/2

- ⑪ 分離課税に係る長期譲渡所得の金額（特別控除前）――  
分離課税に係る短期譲渡所得の金額（特別控除前）――

捐益通算可能

- |                      |                |
|----------------------|----------------|
| ⑬ 株式等に係る譲渡所得等の金額（分離） | 上場株式等<br>一般株式等 |
|----------------------|----------------|

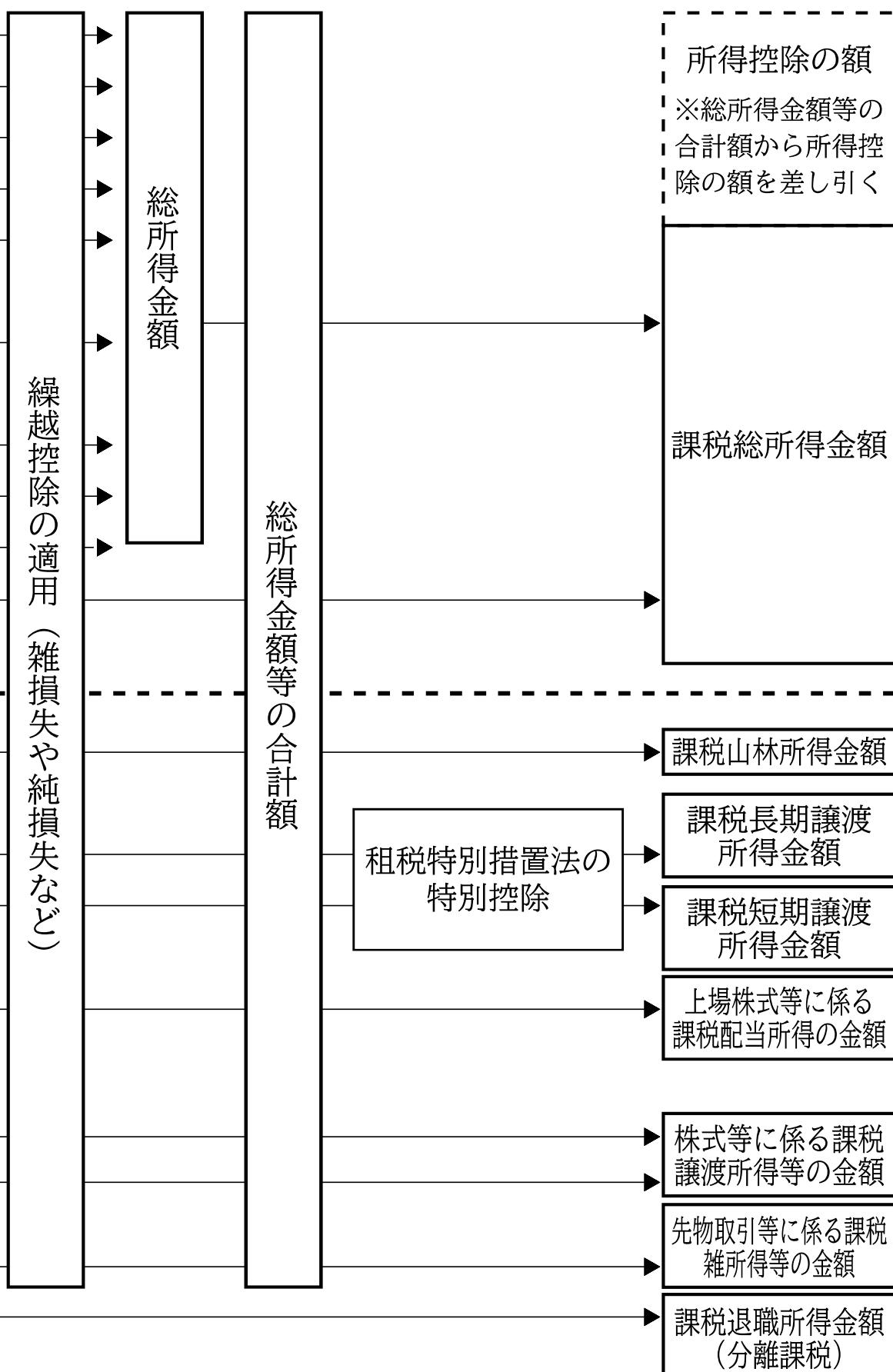
⑭先物取引等に係る雑所得等の金額（分離）-

## ⑯分離課税に係る退職所得の金額

※ 土地等に係る事業所得等の金額（令和8年3月31日まで停止中）

合計所得金額（住民税の「均等割」や「扶養控除」の判定などに用います）

①～⑨は、いくつかの所得を合計し、税額を計算します。（総合課税）  
 ⑩～⑯は、それぞれの所得の額から、税額を計算します。（分離課税）



※この図は、一般的な、所得の合計のしかたと順序を記載したものです。